

費用弁償規定

社会福祉法人ひかり会

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかり会（以下、「法人」という。）の定款第25条の規定により、役員費用の費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において役員とは、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員をいう。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席など、その職務のための業務を行う場合には、別表1により費用を弁償する。

2 役員が、理事長の依頼により、諸会議等に出席するために前項の費用弁償額を超える場合には、その費用を支給することができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

3 前項の規定により支給する費用の額及び支給方法は、職員の旅費に関する規定の例による。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表 1

	金 額
費用弁償	日 額 5, 0 0 0 円